

＼ 障がい者世帯 ／ エアコン購入費等助成事業

エアコンが設置されていない（故障して稼働しない場合も含む）住宅に居住する障がい者世帯に対して、エアコンの設置などにかかる費用を助成する制度です。

対象者 申請日において以下の条件をすべて満たす世帯

- ① 小田原市に住民登録がある重度障がい者がいる世帯
〔 ・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳A判定
・精神障害者保健福祉手帳1級 を所持している方 〕
- ② 世帯全員が住民税非課税、かつ、他の住民税課税世帯に扶養されていない世帯
- ③ 預貯金及び現金の額が100万円以下の世帯
（複数世帯は一人増えるごとに50万円を加算した額）
- ④ 居住している住宅にエアコンが設置されていない、又は設置されているエアコンが故障している世帯
- ⑤ 生活保護制度による冷房器具の購入費用の支給を受けていない世帯

助成額 ① 購入・設置費 税込100,000円まで(処分費含む)

※エアコン本体価格は税込73,000円まで

② 修理費 税込73,000円まで

※①②どちらも、助成上限額を超過した金額は自己負担

申請期間 令和8年5月1日(金)～令和9年2月12日(金)

申請方法 所定の申請書と必要書類を事前に障がい福祉課へ提出
担当職員が自宅に訪問し、状況の確認をします。

問合せ 小田原市福祉健康部障がい福祉課

0465-33-1466 (受付時間 平日 8:30～17:15)